

令和2年6月愛荘町議会定例会会議録

令和2年6月19日（金）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

日程第1 議案第38号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~

追加日程第1 議案第40号 愛荘町特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第2 議案第41号 契約の締結につき議決を求めることについて

追加日程第3 議案第42号 財産の取得につき議決を求めることについて

追加日程第4 議案第43号 財産の取得につき議決を求めることについて

追加日程第5 議案第44号 財産の取得につき議決を求めることについて

追加日程第6 議案第45号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）

~~~~~

追加日程第1 議提第7号 愛荘町議会議員の議員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第2 議提第8号 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第3 議提第9号 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第4 議提第10号 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第5 議提第11号 議員派遣について

出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 伊谷正昭君
7番 高橋正夫君	8番 外川善正君
9番 徳田文治君	10番 吉岡 忍ミ子君

11番 瀧 すみ江 君

12番 竹 中 秀 夫 君

13番 辰 己 保 君

14番 河 村 善 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	石田政則君
教 育 長	徳田 寿君	教 育 次 長	青木清司君
総務担当政策監	上林市治君	企画担当政策監	藤塚雅徳君
産業担当政策監	中村喜久夫君	福祉担当政策監	岡部得晴君
経営戦略課長	生駒秀嘉君	くらし安全環境課長	水谷徹也君
子ども支援課長	森 まゆみ君		

事務局職員出席者

議会事務局長 徳 田 郁 子 書 記 宮 川 佳 衣 奈

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。6月5日に引き続き、定例会を開きます。

本日は、新型コロナウイルスを含む感染症予防対策として、議場でマスク着用、議案説明につきましても自席での説明とさせていただきますので、ご了解ください。

また、感染症予防のためには、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要であることから、議会での質問および答弁につきましては簡潔に行われるよう、ご理解、ご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（河村善一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第1、議案第38号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） それでは、議案第38号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、改正趣旨のご説明をさせていただきます。議案書16ページ、説明資料18ページをご覧ください。

本件は、愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

改正の趣旨といたしましては、消防団員等が消防作業等に従事し、死亡、負傷、疾病にかかる等した場合の損害補償額については、非常勤消防団員等に係る損害補修の基準を定める政令に従い本条例において定めることとしておりますが、今般、国において当該政令が改正されたことを受け、補償基礎額について所要の改正を行うものでございます。

施行期日は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する予定でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第38号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時40分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） お諮りします。ただいま議案6件が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議案6件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第1、議案第40号 愛荘町特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第40号 愛荘町特別職の職員で常

勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書1ページでございます。

愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本法の付則に給与月額 of 暫定減額措置として1項を加えるものでございます。

改正理由要旨でございますが、別冊「改正条例説明資料」の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず改正理由ですが、新型コロナウイルス感染症対策に伴う地域経済への影響および町の財政状況に鑑み、町長、副町長および教育長の給料について、令和2年7月1日から令和2年12月31日までの間、100分の5の減額措置を講じるものでございます。

要旨につきましては、減額期間として令和2年7月1日から令和2年12月31日まで(6か月間)、減額割合は、町長5%(給料月額74万円を70万3,000円に)、副町長5%(給料月額62万5,000円を59万3,800円に)、教育長5%(給料月額59万5,000円を56万5,300円に)、各々減額するものでございます。

なお、減額による影響額といたしまして、三役合計で58万7,400円でございます。

施行日は、令和2年7月1日でございます。

次、裏面2ページをお願いいたします。新旧対照表で、付則に1項を加えるものでございます。どうぞよろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長(河村善一君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番、村西議員。

○2番(村西作雄君) 今ほどの議案について、町長にご質問をしたいと思ひます。

県下19市町のうち13市町で、6月の期末手当の返上を議決され、その額は、近隣では多賀町が三役合計373万2,000円、竜王町434万9,000円、日野町436万6,000円、近江八幡市414万3,000円であります。

本案の三役削減額、今ほど説明を受けましたけれども、6か月間で三役合計58万7,400円から見ると、よその期末手当を削減されている市町の額は、本町の額の7倍に達していると思ひます。他市町から比べて削減額が少ないように思ひます。

同じやるなら、やはりもうちょっと思い切って町民の心に寄り添っていただきたいなと思ひわけでありませうけれども、県下の実態に鑑み、どのような考えのもとでこの5%削減(6か月間)を提案されたのか、明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

今ほど大変ご丁寧に数字を述べていただきました。それぞれ単純に掛け算をしていくとそうなるということであるんだろうなというふうに拝聴いたしておりました。

削減額が少ない、また、心に寄り添うべきだということをおっしゃっていただきました。私といたしましては、それぞれの他の市町を特に参考にというところではございません。コロナ禍におきまして、今、いろんな財政の支出ということはもちろんございます。その中においてやはり、本来業務をしっかりと果たしていくということが、私たちに求められている職責であったり、職務の内容において給料というものが今なされているということも踏まえて、そこに関しましてはしっかりと適切な遂行をしていくということが第一義であるというふうに存じております。

○議長（河村善一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 2番、村西でございます。議案第40号について、私は今、町長が申されました「他のまちを参考にしていない。本来業務で返していきたい」という思いは、わからなくはないですけれども、町民の一般の声から見て、やはり削減額が少なすぎるとの立場から、反対討論をしたいと思っております。

本案は、コロナ禍に係る三役の給料減額について、12月まで6か月間、給料の5%削減の案であります。6か月間で町長は22万2,000円、副町長は18万7,200円、教育長は17万8,200円、計58万7,400円の減額ということをお聞きしました。

コロナ禍での三役の給料や期末手当のカットについては、町で不祥事が起こったわけでもないのにカットすべきでないという一部の意見もあるのも私は承知をしております。しかし、5月から6月にかけて町民が、いろんな市町で三役の期末手当カットのニュースを見られる時に、本町はどうなっているのかという声を多くの方からお聞きしております。本町もコロナ対策で財政調整基金から6億円余も取り崩し、町民の生活維持のため各種施策を講じている最中、私の調査では県下19市町のうち三役の6月の期末手当返上が大津市・長浜市・近江八幡市・草津市・守山市・栗東市・甲賀市・野洲市・湖南市・米原市・日野町・竜王町・多賀町、計13市町、19市町の県下のうち約7割に

も及び、その額は 300 万円余から 500 万円にも及んでいます。本町の三役の期末手当は、町長の 150 万円余を含め 3 人合わせて約 400 万円と承知しておりますが、本議案の三役の削減額 58 万 7,000 円から見ても、また県下市町 7 割の減額幅から見ても少なく、今回議案提案している議員全員の減額総額 104 万 1,000 円から見ても、少ないように思います。

他市町の三役並みに、町民の生活に寄り添う姿勢を示す意味からも、せめて給料の削減を 10%~20%の 6 か月間、約 100 万円~200 万円余りの削減を求め、本案に対し反対の討論とします。議員各位には県下市町で 7 割の自治体三役が数百万円単位の期末手当を返上している実態、また彦根市・高島市の三役が 30%~5%の期末手当の返上している実態を鑑み、三役の 6 か月間給料 5%削減は少し少なすぎるとして、反対の意思表示をいただきますようお願いいたします。以上、答弁といたします。

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。4 番、西澤桂一君。

○4 番（西澤桂一君） 4 番、西澤です。私は、一応賛成討論ということでしたけれども、決してもろ手を挙げて賛成しているのではないと。今、反対討論がいろいろとありました。その理由づけについて納得のいくところもありますし、やはり提案されました趣旨が愛荘町の財政をとということだと少し消極的かなと、こういうような思いがありますけれども、決してもろ手を挙げての賛成ではないという態度だけは表明させていただきたいと思います。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第 40 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第 40 号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 41 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第 2、議案第 41 号 契約の締結につき議決を求め

ることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） それでは、議案第41号 契約の締結につき議決を求めることについてをご説明申し上げます。議案書につきましては2ページをお開きください。

契約の締結につき議決を求めることについて。次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

契約の目的、令和2年度工事第1号 コミュニティ無線放送システム整備工事。契約の方法、一般競争入札。契約金額、3億2,780万円。契約の相手方、滋賀県長浜市宮司町76番地7 朝日電気工業株式会社 滋賀営業所 所長 北村祐喜でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤です。最近知ったことですが、防災行政無線につきましては、平成28年の工事第5号という議案におきまして、愛荘町防災行政無線同報系デジタル化整備工事です。これにおきましてFM彦根コミュニティ放送会社に対しまして1,200万円の先行投資がされているわけです。

これは今回に別の工事ということで本日提案されたわけですが、過日このFMから町長に対しまして照会がありました時に町長は、これは議会の判断することであるというような返事をされているようでした。確かに予算審議は議会の事項でありますので、そのためには議会に対してしっかりと事業内容を説明してもらう必要があると思ひまして、質問をいたしたいと思ひます。

1点は、今言いましたように、平成28年度工事第5号の説明で、彦根のFMに対して先行投資をしているということなのですが、当時の議案書を見ておきましても、彦根先行投資をするというような説明はどこにもありません。なぜこのような事態になったのか。

町長はその当時の町長ではありませんから、当事者ではありませんけれども、やはり町長といたしましてこの事態をどういうように考えておられるのかということをお

尋ねたいと思います。

2点目になりますが、当然、1,200万円というものが重要物品としてあるわけですから、今まで4年間という時間が経過しているわけですがけれども、この間どういうようにこれを管理されていたのかということ、しっかりと管理をされていたのであれば、こういうようなことにはならなかったのではないかと思います。

3点目は、こういうような今までの流れを切り離して今回新たな事業ということで提案されているわけですがけれども、その整合性をどういうように見ておられるのか。

そして、4点目としましては、やはり1,200万円という先行投資をしているのですから、これをそのまま放っておくというわけにはいかないと思うのです。今後これをどのように活用していくのか。そういうようなことをしっかりと議会に説明をしていただきたいと思います。以上、お尋ねします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほどご質問いただきました件でございますけれども、西澤議員が、議会が決めることであるというふうに先様にとこのところに関して、議会が決めること、内容に関しましては当然こちら執行部・行政側でございます、あくまで議決、契約の締結に関してのご議決ということは、最終的なご判断として議会にお認めをいただくという必要がありますという会話は確かにいたしておりましたので、内容等々に関してというよりは、あくまで契約議決のことでございます。

あと、行政がしっかりと議会にご説明をするということが肝要である、それは本当におっしゃるとおりであるというふうにも存じます。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 失礼します。まず、西澤議員の1点目の当時の議案書、平成28年第5号での当時の説明がなかったというようなことをお聞きされていると思いますけれども、そちらにつきましては平成28年度において防災行政無線の同報系デジタル化整備工事、いわゆる屋外放送整備事業でございますけれども、そちらの議決をいただきまして、その工種の1つに屋内放送機器の一部が計上されていたというふうに認識・確認をしております。当時、整備費の90%以上を占めていた屋外放送設備につきまして、具体的な説明を行ったと前任者からお聞きをしているところでございます。

また、2点目・3点目も含めまして、4年間経っているということで、今現在までど

のように管理していたのかと、そしてまたFMラジオとの整合性はあるのかということでございますけれども、まず平成28年度に屋外放送を整備した際でございますけれども、数年後の個別受信機の更新に向けて様々な伝達方法の検討を同時に行っております。当初は万が一、防災無線の機能が停止しましても、FM彦根を利用した防災無線放送の配信が可能ではないかというようなことから、配信装置の一部を導入しておりますけれども、検討していく過程で地域振興波の制度が自治体の利用しやすいように緩和されてきたこと、また、免許人の問題でありますとか、Jアラートとの連動性でありますとか、電波出力、またイニシャルコスト・ランニングコスト等を総合的に判断した結果、やはり今回の仕様に基づいた地域振興波を用いた個別受信機での採用を検討したといったものでございます。

また、今後の活用方法についてのご質問でございますけれども、今回整備する地域振興波によって、町内の各世帯に対しましては多重的な利用が可能となります。先行して導入した機器に関しましては、町民に限定した使い方ではなく、いわゆるラジオを通して広域的な情報を提供できないか、そういった部分を今後におきまして、どういうふうな方策があるのかにつきましては研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） まず、28年の6月に説明をしたというようなお話ですけれども、これは水掛け論になると思うのですが、会議録を確認しておりませんので、私はそこまでわかりませんが、FM彦根に先行投資をするよと、そういう話は一切議会には説明はなかったと思います。それはそれということで指摘をしておきたい。

お願いは、先ほど、じゃあ、今後の方針として使い道を検討するということでしたが、やはりこれもズルズルとなってしまいますと、またいつの間にか話がどこかへ行ってしまふという恐れがあります。ですから、いつ頃までにその検討結果を議会に報告していただけるのか、そこのところをお尋ねしたいと思います。

○議長（河村善一君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） 今後の検討をいつまでにというような、今お話でございます。

先ほどの説明にもさせていただきましたとおり、今現在は、地域振興波での整備というのはまず今の大前提としては考えておるところでございますので、現時点で入っておる

機械、いわゆるFMラジオに関しましては、先ほど説明させてもらいましたが、町民に限定した使い方ではなく広域的な情報を提供できないかということを検討していくわけですが、なかなか、今たちまちどういった活用方法があるのかという部分につきましては、なかなか今即答はできかねますので、FMラジオ局のご担当の方と十分議論いただいた中で方向性をまたご報告させていただきたいと考えております。

○議長（河村善一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第41号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第3、議案第42号 財産の取得につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 失礼します。議案書の3ページをお願いいたします。

議案第42号 財産の取得につき議決を求めることについて。次のように財産を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

1. 取得の目的、令和2年度物品第1号 愛荘町議会放映設備改修業務。2. 取得の方法、指名競争入札。3. 取得金額、774万4,000円。4. 取得の相手方、住所 滋賀

県彦根市芹川町 593 番地 1、氏名 アケボノ特機株式会社 代表取締役 澤田和重でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第 4 2 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第 4 2 号 財産の取得につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第 4、議案第 4 3 号 財産の取得につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） それでは、議案書の 4 ページをお願いいたします。

議案第 4 3 号 財産の取得につき議決を求めることについて。次のように財産を取得することにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議決を求めるものでございます。

まず、1. 取得の目的でございますけれども、令和 2 年度 愛荘町情報系端末更新等物品購入でございます。2. 取得の方法、随意契約。3. 取得金額、1,757 万 410 円となっております。4. 取得の相手方、住所 滋賀県大津市浜大津一丁目 4 番 12 号、氏名 キステム株式会社 代表取締役 井門一美でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。この議案第43号についてですけども、説明を聞いていると、6町の審査会に委ねるということを聞きました。

では、6町の審査会は本町にとってどういう役割を果たすのか。同時に、6町審査会に本町として誰が参画しているのか。その審査会の役割と、この委ねている流れの中で、契約に結びつくにおいてどのような自主性、本町の独自性を持っているのか、聞いておきます。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） ただいまの辰己議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、「滋賀県6町行政情報システムクラウド共同利用事業推進協議会」という協議会において入札を実施していただいております。その中において6町電算関連備品等共同調達入札実施要領というものにおいて実施をさせていただいているところでございます。基本的には仕様書の作成または入札執行に至るまでその協議会でお願いをするということになりますけれども、特に調整の段階につきましては、各町から幹事会というところで調整をさせていただいて、参加をさせていただいているという状況でございます。以上でございます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑ありませんか。4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 今の質問にも関連してくるのですけれども、例えば6町で入札されます場合には、やはりスケールメリットがあるのかなと、そういうところでそういうことをやっておられるのかなと思うのですけれども、いったいここは全体でどれだけの、ここに上がっているのは愛荘町の持ち分だけが上がっているわけですけれども、入札としまして総台数はどれだけのもので入札にかけられているのか。そして、愛荘町単独でも140何台ということですから、これを町単独でやった場合に相当な差異が出てくるのか。そのあとの保守等を考えてくれば、6町審査会を通じてやるよりも愛荘町単独でやった方がよかったのではないかと、こういうような比較もされているのかどうか、その点をお伺いいたします。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） ただいまの西澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

きます。

まず、ノートパソコンでございますけれども、全体では6町のうち4町が参加をさせていただいて208台、うち愛荘町は143台となっております。

プリンタですけれども、全体で6町のうち参加が2町でございます。50台のうち45台が愛荘町ということになってございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今回6町で共同で調達をさせていただいている趣旨と言いますのは、数を多く購入させていただきますと安価になるというような部分があるというところでございます。参考になるかわかりませんが、例えば昨年度、ノートパソコンの導入を共同でさせていただいている中で、若干仕様も違いますけれども、台数が前年度は非常に少なかったということで、単価が1台当たり17万7,000円、今年度については台数が多かったというところもございまして、先ほど全協で回答させていただきましたけれども、12万2,000円程度となっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時14分

○議長（河村善一君） 休憩前に続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 失礼します。西澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

入札後のフォローの話をしていただいたと思います。今回、6町におきましては、共同で物品を入札することになりますので、その後の契約につきましてはそれぞれの町で実施をさせていただくということで、そのあとのフォロー・サービスについては、それぞれの町ということになりますので、町で単独で購入している部分と変わらないというふうに考えております。

○議長（河村善一君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第43号 財産の取得につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第5、議案第44号 財産の取得につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 失礼します。議案書5ページをお願いいたします。

議案第44号 財産の取得につき議決を求めることについて。次のように財産を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

1. 取得の目的、令和2年度 愛荘町情報系プリンタ更新等物品購入。2. 取得の方法、随意契約。3. 取得金額、795万4,100円。4. 取得の相手方、住所 滋賀県米原市米原西23番地、氏名 日本ソフト開発株式会社 代表取締役社長 蒲生仙治でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 単純な質問なんですけれども、先ほどの全員協議会でこの業者の落札されたのが1,235万円というふうにお聞きしました。その金額が50台のプリンタだという説明も受けましたけれど、そのうち45台が本町ということで、その額が795万4,000円というのは、ちょっと数字的に合わないのかなと思うのですけれども、その内訳についてご説明をお願いします。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 失礼します。基本的な仕様書プラス愛荘町の5台分だけがオプションという形で、増設給紙ユニットの追加をさせていただいておりますので、若干割り切れない部分がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（河村善一君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 本町が求める45台のうち5台が別仕様ということですね。

○議長（河村善一君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第44号 財産の取得につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第6、議案第45号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第45号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）をご説明させていただきます。別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,567万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億6,464万円とするものでございます。

今回の補正予算の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策に係るもので、保育所・幼稚園での対策および小中学校におけるGIGAスクール構想の加速対応でございます。また、その他といたしまして就学前教育・保育のあり方を検討し、教育・保育の環境整備など充実を図るため、検討委員会を設置するものでございます。

それでは、事項別明細書で各科目の補正額の主な内容をご説明いたします。まず歳入でございます。6ページをお願いいたします。

14 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金 3 節児童福祉費補助金 60 万 1,000 円の追加は、保育所の新型コロナウイルス感染症対策として、令和元年度交付額と合わせて保育所 1 施設当たり 50 万円を限度に交付されるもので、補助率は国の 10 分の 10 でございます。

下段、8 目教育費国庫補助金 5 節公立学校情報機器整備費補助金 426 万円の追加は、GIGAスクール構想の加速による学びの補償として、家庭学習の遠隔学習等に対する国の補助でございます。

下段、8 節教育支援体制整備事業費補助金 100 万円の追加は、保育園と同様の幼稚園の施設に対する補助で、保持率は 10 分の 10 でございます。

下段、9 節学校保健特別対策事業費補助金 37 万 4,000 円の追加は、学校再開による感染症対策の強化を図るもので、補助率は 2 分の 1 でございます。

18 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 1 節財政調整基金繰入金 944 万 4,000 円の追加は、財源調整による繰入でございます。

続きまして歳出、7ページでございます。

3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費 8 節報償費 34 万円、9 節旅費 4 万 3,000 円、11 節需用費 6,000 円の追加は、就学前教育・保育のあり方を検討し、教育・保育の環境整備および子育て支援の充実を図るため検討委員会を設置することに伴う経費でございます。

下段、19 節負担金補助及び交付金 50 万 5,000 円の追加は、感染症対策のため民間保育所に補助金を交付するもので、令和元年度と令和 2 年度で合わせて 50 万円を限度に、保育所 3 施設に交付するものでございます。

下段、4 目保育園費 18 節備品購入費 9 万 6,000 円の追加は、つくし保育園の空気清浄機の備品購入でございます。

次、10 款教育費 1 項教育総務費 3 目教育振興費 12 節役務費 183 万 8,000 円、13 節

委託料 501 万 6,000 円、18 節備品購入費 732 万 3,000 円の追加は、新型コロナウイルスによる学校の臨時休業等の緊急時において、子どもたちが家庭において学習を継続でき、さらに学校と児童生徒とのやり取りができる環境が必要であり、児童生徒に貸し出し可能な Wi-Fi など通信機器の整備、および学校側で教師が使用するカメラやマイクなど遠隔学習に対応できる環境整備を構築するものでございます。また、急速な学校 ICTを進めるため、学校における ICTの環境整備の設計等を行うスクールサポーターの設置を行うものでございます。

下段、2 項小学校費 1 目学校管理費および 8 ページ 3 項中学校費 1 目学校管理費は、財源更正で学校再開による施設の感染症対策の強化を図るために交付されるもので、既に子どもたちに子供用のマスクや消毒液など、感染防止のため購入したものに財源充当を行うものでございます。

下段、4 項幼稚園費 1 目幼稚園費 18 節備品購入費 51 万 2,000 円の追加は、愛知川幼稚園および秦荘幼稚園に空気清浄機およびアルコール消毒噴霧器の購入でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13 番、辰己保君。

○13 番（辰己 保君） 7 ページの児童福祉総務費に関して、報償費、就学前教育・保育のあり方検討委員会委員謝礼が出ているのです。この説明に、認定こども園を検討していくための委員会というのを設置するという説明を聞いています。

認定こども園を検討していかざるを得ない本町の保育・幼稚園教育の実態がどうであるのか。その協議の結果、こういうものを協議していただきたいというふうに進んでいるのだらうと思うので、とりあえず本町の保育の実態、その将来性、どのように分析・整理をされているのか、答弁をいただいております。

○議長（河村善一君） こども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ご質問にご答弁申し上げます。

就学前の幼児教育・保育のあり方の検討委員会を立ち上げさせていただきたいということについてでございますけれども、愛荘町におきましては、少子化が進む一方で保育ニーズは増加を続けるという、そういう状況が続いております。通常考えますに、少子化が進みますと保育のニーズ等も減少してくるのではないかとというようなところが考えられるわけですが、愛荘町においては、ニーズは年々まだ増加を続けていると

というような状況になっております。

その中で、幼稚園については、3歳以上でございますけれども、定員を下回る入所児童数になっている一面がございますけれども、保育所は3歳以上児についても待機児童が出たというような今年度の状況もございまして、今、保育のニーズと教育を求められる保護者様のいろんなお考えとの、いろんな状況が影響する中で、今の保育・教育の在り方というものが将来的にも続けていけるのかどうかというような、そういったことについても将来を見越したあり方を検討しなければならない時期になってきたのではないかなというように思っております。

実際問題、認定こども園が必要であるのか、ないか。それからまた待機児童を解消するために、ほかのサービスの事業を実施することができるのか、できないのか。そういったことも含めまして、この検討会の中で議論を進めていただきたいと考えておりました、そのことから、今回の補正予算、ご審議いただきまして認定いただきましたら、7月にもすぐに立ち上げをしまして検討に入ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 過去にも認定こども園をつくったということが本町にも浮上したことがあります。その当時の状況、現状の保育園のあり方、そういうものも含めてしっかりと検討されなかったら、ただ認定こども園と幼保一元化ということにいけるのかどうか。そういうことも本町に合わせて整理をされて検討を総合的にしていただくように提案をしておきます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑ありませんか。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。7ページの教育振興費についてですけれども、GIGAスクール構想、生徒さん全員に端末をとということで、その整備についての内容が出ているわけですが、説明をお聞きしているのには、これは来年度から実施する準備のための、この間の6月4日の補正予算にも出ていましたけれども、来年度からの実施ということで説明をお聞きしているわけです。

それで、こういうこともあってはならないのですけれども、やはり第2波とかそういうことも言われているわけで、コロナウイルスの感染者はなくなったわけではないので、そんなことはない方がいいのですけれども、また臨時休業という事態にも、今年度になりかねないかも知れません。

そういうことで、やはりそういう第2波への備えということ、学校教育現場も考えていただいていると思うのですが、それについてお考えをお聞きしたいというのと、それともう1つは、今、学校も再開されたばかりで、いろいろな手立ても取られていますけれども、やはり行き届いた教育を進めるために、少人数の子どもさんに1人の先生というような手立てはできないものか。そういうことも考えますので、それについても答弁をお願いいたします。

○議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、第2波への対応ということは、本当に急務であると考えております。ただ、ICT環境の整備につきましては、一足飛びに進むものではございません。今年度、先ほどのGIGAスクール構想に照らし合わせまして整備を急ぎたいと思っておりますけれども、当面の対応としましては、第1波と言いますか、最初の臨時休業の際に、限られた環境ではありましたが、各学校におきまして、例えば動画を各学校のホームページ用に載せてリンクできるようにしたとか、あるいは紙ベースで保護者の方にQRコードで案内を送らせていただいて、それを読み込んでいただいて子どもたちが参考にするというふうなことはやってまいりましたので、そうした各学校で取り組みました効果的なものをぜひ共有しまして、第2波あるいは第3波に備えていきたいと思っております。

ただ、そうした環境にない子どもたちへの対応という部分は十分に把握し、そしてその手立てを講じる必要があると思っております。そういう意味では、非常にアナログな話になりますけれども、ペーパーをポスティングしての支援というものも同時並行で続けていく必要があると思っております。

それから、2点目の「学校が再開してからウィズコロナということで、今後そうした環境の中でどのような教育の充実を図っていくか」というご質問ではないかと思っておりますけれども、その一例が少人数の指導ということは考えられることではないかと思っております。

学校におきましては、空き教室を利用して、学年の数をクラスの数以上に分けまして、少人数指導を行っているところではございますけれども、国の補正予算の中にもそうした、十分ではありませんけれども、学習支援のものもメニューとしてございますので、そうしたものを利用する。そしてもう1つは、このウィズコロナ、そして新しい生活様

式の中で、子どもたちがどういうマイナスの影響を受けているかとか、あるいはどういう教育上の課題があるか、そういうものを十分見極めての手立てが私は必要だと考えております。

学校が再開しまして、今3週間経ったところでございます。この2週間にわたりますべての学校、すべてのクラスの授業を見てまいりましたけれども、そうしたことを総括し、また現場の声を聞きながら、より有効に手立てを構築していきたいと考えているところでございます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第45号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時38分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） お諮りします。ただいま議埒5件が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議埒5件を日程に追加し、直ち

に議題とすることに決定しました。

◎議提第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第1、議提第7号 愛荘町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

提案者の説明を求めます。7番、高橋正夫君。

○7番（高橋正夫君） それでは、議提第7号について説明申し上げます。

議提第7号 愛荘町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年6月19日

提出者	愛荘町議会議員	高橋	正夫
賛成者	愛荘町議会議員	澤田	源宏
賛成者	同	村西	作雄
賛成者	同	森野	隆
賛成者	同	外川	善正
賛成者	同	竹中	秀夫

愛荘町議会議長 河村 善一 様

提出する条例の一部を改正する理由でございますが、説明資料によって朗読させていただきます。

愛荘町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する理由。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い感染防止や経済支援といった幅広い対策に多額の支出が必要となっており、多くの町民、事業者の皆さんも厳しい経済状況にある。

本町においても、新型コロナウイルス感染症にかかる町独自の感染拡大防止対策・経済対策など未曾有の対策を打ち出されているところであるが、多くの町民、事業者の皆さんが不安を払拭されるには、事態の推移を含め、依然として不透明な状況である。

このような状況下において、愛荘町議会として、今できることを考え、今回の感染症の非常事態において、感染防止対策や経済対策など想定される多額の経費の一助とするため、令和2年7月から令和2年12月までの議員報酬の一部を減額するもので

ございます。

続いて、改正する条例の要旨でございます。愛荘町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の付則に次の1項を加える。

(議員報酬月額 of 暫定減額措置)として、3 議長、副議長および議員の受ける令和2年7月1日～令和2年12月31日までの議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する議員報酬月額から、その議員報酬月額の100の5に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同表による額とする。

施行期日、この条例は、令和2年7月1日から適用する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議提第7号を採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議提第7号 愛荘町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議提第8号～10号の上程、説明、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第2、議提第8号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから追加日程第4、議提第10号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてまでを一括議題とします。

各常任委員会委員長より、閉会中も継続調査に付したい旨の申し出があります。閉会中の継続調査に付すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議提第8号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について、議提第9号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について、議提第10号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付すことに決定しました。

◎議提第11号の上程、説明、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第5、議提第11号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第5、議提第11号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（河村善一君） これで、本定例会に付された日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

◎町長あいさつ

○議長（河村善一君） 町長、閉会のあいさつをお願いします。

○町長（有村国知君） 令和2年6月愛荘町議会定例会の閉会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

今議会で提案させていただきました案件は、新型コロナウイルス感染症対策にかかる専決処分案件として、令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算案件1件、税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認案件など5件、新型コロナウイルス感染症対策にかかる補正予算として令和2年度愛荘町一般会計補正予算案件2件、その他愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例案件、消防団員等公務災害補償条例案件、令和2年度コミュニティ無線放送システム整備工事の契約締結案件など4件、および令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告案件1件の合計15案件でござ

います。すべての案件につきご議決をいただき、誠にありがとうございました。

また、本6月議会においては、一般質問時間の短縮、委員会の開催の是非に関しましても、新型コロナウイルス感染症への多岐にわたる物理的な対応、そして即時性が求められる生活経済対策の策定や定額給付金の受付・給付事務等、教育部門を含むすべての担当課にかかる負荷に鑑み、また予防観点から密となる環境の低減のため、様々なご配慮をいただきました。議会の皆様に御礼を申し上げます。

議会中にいただきましたご意見を踏まえ、今後も引き続き適切な執行にあたってまいります。

新型コロナウイルス感染症への対策は息の長い取り組みとなりますが、いよいよ梅雨前線による大雨や台風などの出水期を迎えます。感染症対策と災害対策の両立に、適切な対策を講じてまいります。町民の皆様にも、引き続きの感染予防へのご協力をお願い申し上げます。

むすびにあたりまして、議員の皆様をはじめ住民の皆様のご健康とご多幸、そしてますますのご活躍を心からご祈念申し上げ、御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河村善一君） これをもって、令和2年6月愛荘町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。ご苦勞さまでございました。

閉会 午前11時50分

上記会議の次第は事務局長 徳田郁子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日 議 会 議 長

平成 年 月 日 議 会 議 員 6 番

平成 年 月 日 議 会 議 員 7 番